

●香川県告示第116号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。
 平成23年香川県告示第265号（海岸保全区域の指定）は、廃止する。

平成25年3月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海岸保全区域
讃岐阿波沿岸	庵治漁港	庵治漁港（浜、谷及び荒浜地区） 海岸	1 指定場所 高松市庵治町字浜、谷及び荒浜地先 2 指定区域 基点1から基点26までを順次結んだ線、基点1と補助点1とを結んだ線、補助点1から補助点13までを順次結んだ線及び補助点13と基点26とを結んだ線により囲まれた区域 3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。） 基準点 四等三角点 浜（葉15） （北緯34度23分16.1718秒、東経134度07分39.1284秒） 基点1 基準点から216度46分、距離389.5メートルの地点 基点2 基点1から0度49分、距離264.3メートルの地点 基点3 基点2から90度49分、距離68.1メートルの地点 基点4 基点3から180度50分、距離196.6メートルの地点 基点5 基点4から105度30分、距離30.7メートルの地点 基点6 基点5から100度51分、距離135.0メートルの地点 基点7 基点6から34度46分、距離57.8メートルの地点 基点8 基点7から15度13分、距離29.4メートルの地点 基点9 基点8から99度14分、距離83.5メートルの地点 基点10 基点9から10度03分、距離136.3メートルの地点 基点11 基点10から276度46分、距離24.5メートルの地点 基点12 基点11から359度25分、距離115.4メートルの地点 基点13 基点12から73度42分、距離24.3メートルの地点 基点14 基点13から341度33分、距離144.7メートルの地点 基点15 基点14から255度33分、距離60.5メートルの地点 基点16 基点15から341度26分、距離182.4メートルの地点 基点17 基点16から68度46分、距離30.5メートルの地点 基点18 基点17から341度25分、距離88.9メートルの地点

			<p>基点19 基点18から241度18分、距離70.3メートルの地点</p> <p>基点20 基点19から328度08分、距離69.4メートルの地点</p> <p>基点21 基点20から233度00分、距離79.9メートルの地点</p> <p>基点22 基点21から218度38分、距離36.2メートルの地点</p> <p>基点23 基点22から239度49分、距離17.6メートルの地点</p> <p>基点24 基点23から267度22分、距離36.5メートルの地点</p> <p>基点25 基点24から211度36分、距離51.9メートルの地点</p> <p>基点26 基点25から263度11分、距離100.6メートルの地点</p> <p>補助点1 基点1から287度52分、距離51.9メートルの地点</p> <p>補助点2 基点2から315度55分、距離70.4メートルの地点</p> <p>補助点3 基点3から60度41分、距離99.4メートルの地点</p> <p>補助点4 基点4から49度20分、距離114.2メートルの地点</p> <p>補助点5 基点6から337度43分、距離109.4メートルの地点</p> <p>補助点6 基点8から344度13分、距離176.1メートルの地点</p> <p>補助点7 基点11から314度54分、距離81.9メートルの地点</p> <p>補助点8 基点14から219度34分、距離89.8メートルの地点</p> <p>補助点9 基点15から205度36分、距離72.1メートルの地点</p> <p>補助点10 基点16から280度20分、距離56.7メートルの地点</p> <p>補助点11 基点22から179度33分、距離105.4メートルの地点</p> <p>補助点12 基点25から143度55分、距離34.1メートルの地点</p> <p>補助点13 基点26から174度16分、距離29.7メートルの地点</p>
--	--	--	--